

三つ作る

日本労働 關東紡織労働組合規約草案

總同盟 第一章 總則

第一條 本組合ハ日本労働總同盟關東紡織労働組合ト称ス。但シ關東紡織労働組合ト称スルコトヲ得

第二條 本組合ハ日本労働總同盟ノ綱領並ニ主張ノ貫徹ヲ以テ目的トス。

第三條 本組合ハ關東地方ニ於ケル紡績・機織・製糸・羊毛加工其他纖維工業ニ従事スル労働者ヲ以テ組織ス。

第四條 本組合ハ東京市芝區三田四國町ニテ本部ヲ置キ支部ヲ各地ニ置ク。支部ハ組合員五名以上ヲ以テ組織シ一工場一支部タルコトヲ要ス。

第五條 本組合規約ハ本組合大會ヲ経ルニ非ケレハ変更スル事ヲ得ス。

第六條 本組合ハ本規約第二條ノ目的ヲ達セントシテ左ノ部門ヲ置キ必要ナル各種事業ヲ行フ。
一 職業紹介部 二 共済部 三 教育出版部 四 爭議部
五 婦人部 六 政治部 七 組織宣傳部 八 調査部
其他組合員ノ福利増進ノタメニ必要ナル事業